

様式第6号（第17条）

会 議 録

会議の名称		2024年 第1回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和6年1月25日（木）		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時47分
開催場所		春日部市役所本庁舎3階 301・302会議室			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
	（ 欠席人数：0人 ）				
事務局	（ 出席人数：5人 ）				
	農業委員会事務局長 新井 義宣		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 渡部 大輔		
	農地振興担当主事 加藤 祐一				
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	都市整備部参事兼開発調整課長 関 祐作		農業振興課長 舟田 由彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事）：公開 日程3 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>石山 法男</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>石川 勝也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	7	石山 法男	8	石川 勝也	9	水口 健二
	議席番号	委員氏名							
	7	石山 法男							
	8	石川 勝也							
9	水口 健二								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2024年第1回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課、関祐作参事と環境経済部農業振興課、舟田由彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について (2) 能登半島地震義援金への協力について (3) 農地利用最適化推進委員の応募と今後について <p>の3項目と、</p> <p>その他として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業委員親睦会規約の改正について <p>の1項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、都市計画審議会について議席番号4番山崎勇喜委員より報告がございます。</p>
委員	<p>去る令和5年12月26日午前10時から第48回春日部市都市計画審議会が開催され、出席しましたので報告いたします。</p> <p>審議事項は1件、諮問第1号、春日部市都市計画生産緑地地区の変更(春日部市決定)について、ございました。内容についてご報告いたします。</p> <p>現在、本市の生産緑地地区は159地区、約28.54ヘクタールが指定されております。</p> <p>報告事項は1件、報告事項1、中央一丁目地区の都市計画の変更について、ございました。内容についてですが、春日部駅西口に隣接するエリア、約2.6ヘクタールの地区計画の策定及び防火地域の追加でございます。詳細につきましては市ホームページをご参照いただきたいと思いますと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p>

日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会)、1議案5件
 日程2 議案第2号、農地法第5条(知事)、1議案1件
 日程3 議案第3号、「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」、1議案2件
 合計3議案となります。

議長

次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号7番石山法男委員、8番石川勝也委員、9番水口健二委員を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長

それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条(委員会)を議題といたします。申請番号1番から5番について、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条(委員会)について許可申請が5件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号2番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。申請人は、春日部市内の外、さいたま市でも農業経営を行っていることから、さいたま市農業委員会に経営状況を確認したところ、農地8,242㎡を自作しているとのこと。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号3番、所有権移転。申請理由は世帯内の贈与です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。申請人は、春日部市内の外、越谷市でも農業経営を行っているこ

とから、越谷市農業委員会に経営状況を確認したところ、農地 23,788 m²を自作しているとのこと。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号4番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は埼玉型の圃場整備に向けた所有権の移転です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号5番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は埼玉型の圃場整備に向けた所有権の移転です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに申請番号1番、4番、5番について担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。

推進委員

区域4推進委員の上原です。申請番号1番、4番および5番について、一括にて報告いたします。令和6年1月10日に、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、横井推進委員、金子推進委員及び事務局職員1名と私の7名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長

次に、申請番号2番について担当地区の前野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員

区域4推進委員の前野です。申請番号2番について報告いたします。令和6年1月15日に、石塚農業委員、遠藤推進委員と私の3名で申請地及び申

請人所有農地の現地調査等を実施しました。申請地は3番耕起まで済んでおり、よく管理されておりました。申請人保有農地のうち、上大増新田字東耕地の3筆及び下大増新田西耕地の3筆には、ネギ、白菜、ほうれん草などの野菜の作付け、柿や梅などの果樹栽培及び水稻育苗用ビニールハウスが設置されておりました。また用水堀もきちんと浚ってあり、畦畔もしっかり畦塗りされておりました。以上のことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたので問題なし、として報告いたします。

議長 次に、申請番号3番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

推進委員 区域3推進委員の横川です。申請番号3番について報告いたします。令和6年1月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、事務局職員1名と私の4名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番山崎勇喜委員より申請番号1番から3番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号4番、山崎です。申請番号1番から3番について一括して事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び保有農地に問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。

議長 次に、議席番号5番中山雅博委員より申請番号4番、5番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号5番中山です。申請番号4番から5番について一括にて、事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	<p>申請番号4番、及び5番について質問します。これらの案件については先ほど事務局からも説明がありましたとおり、埼玉型圃場整備を行っている地区内の農地でございますが、これらの申請地はいずれも苗間の地ではないかと考えております。今回申請のあった農地は、どちらも譲受人所有農地に隣接した農地で間違いないか、これが1つめの質問です。</p> <p>次の質問ですが、私は土地改良区の役員も務めていることから、賦課金の基準日との関係などスケジュールはどうか、また今回の申請者以外は減歩になるのではないかと考えているが、どうでしょうか？これは議事参与の農業振興課長にお答えいただきたいと考えております。</p>
議長	農業振興課長、発言を許します。
参与	委員ご質問のとおり、これらの農地は申請者所有農地に隣接しており、苗間として使用していたものです。今回圃場整備にあたり、年度内に3条申請して移転登記したいと考えております。圃場整備につきましては、埼玉県が主体となって行っていますので、畦畔の除去などの作業はあると考えております。今後も同じような苗間がある場合は、手続きを踏んで進めて参りたいと考えております。
委員	申請地は農業振興課長説明のとおり苗間であり、細かく区分されている。この圃場整備対象地区には南北に横断する道路があり今後拡幅を予定している、と伺っている。今後は春日部市が管理する市道も拡幅するため、土地を提供する農家を申請者とした3条申請がされてくる予定があるのか再度お伺いします。
事務局	今回の圃場整備事業では、拡幅部分は採納、という形になるので、3条申請がされることはありません。この度の申請は、畦畔部分については総会資料でございますとおり、拡幅される部分と農地の交換であり、余ってしまう部分は払い下げ、という形を取ることとなります。
委員	わかりました。
議長	他に質問、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番から5番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号1番から5番を許可と決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号1番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書4頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について許可申請が1件ありましたので審議を求めます。申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は個人事業として作業服等を中心とした衣料品等の販売を新規に計画しており、転用計画は店舗の設置です。近隣の農地耕作者、及び家内工業的作業所の従業員からの需要を見込んだことから転用申請したものです。しかし、需要の見込み及び今後の事業計画を示す根拠となる資料の添付が無く、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分は市道側既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、市道側既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の許可書が添付されています。資金計画については自己資金及び金融機関からの融資で、金融機関発行の残高証明書及び融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、議席番号6番岡本勉委員より、申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号6番岡本です。申請番号1番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実</p>

施したところ、問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、本案件の需要の見込み、及び今後の事業計画を示す根拠となる資料の添付が無く、必要規模の確認が取れません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては必要規模の根拠を十分精査することを条件と付し、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

おはかりいたします。申請番号1番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって申請番号1番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号1番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、日程3、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書5頁をご覧ください。議案第3号、春日部市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。ここで、市長から意見を求められた際の農業委員会が行う役割について、ご説明いたします。農業委員会が意見を求められた場合は法18条第5項第2号及び第3号に規定されている要件を確認した上で、市長に対し意見を提出することになります。確認をする要件の内容ですが、①権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、②権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、③(①と②の要件に当てはまらない場合)権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、④(①と②の要件に当てはまらない場合)権利設定等

を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、を案件ごとに確認をするようになります。なお、全耕作要件については、必要に応じて総会前に委員の皆様を確認をいただくことになるかと考えておりますが、今回、賃貸借を受ける者2名については、昨年秋に行った農地利用状況調査において、経営農地に問題がないと担当地区委員より報告を受けていること、また、令和5年12月25日に農業委員に説明し、1月11日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。以上のことから、問題はないと考えております。よって、議案書6頁のとおり回答してよいかご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、を原案のとおり回答することについて、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について原案のとおり回答することに決しました。

議長

次に報告事項でございますか、委員の改選から間もなく新しく任命された委員も多いことから、今回は報告事項の内容について事務局より説明を求めたいと思います。

事務局

報告事項の内容についてご説明いたします。はじめに、議案書9頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3(相続等による権利移動)でございます。これは、相続等による農地の権利取得の届出です。相続等により農地の権利を取得した方は、登記地目もしくは現況が農地の場合、農業委員会にその旨を届出することが必要です。

次に、議案書11頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条(届出)でございます。これは市街化区域の農地を、その所有者自身が名義を変えずに住宅や駐車場など農地以外の用途に変更する場合は、事前に農業委員会へ農地法第4条の届出が必要となるものです。また、一時的に資材置場や駐車場などに利用する場合も届出が必要です。

次に、議案書12頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条(届出)

でございます。これは、市街化区域の農地を住宅や駐車場など、農地以外の用途に変更する目的で、所有権の移転や賃借権等の権利を設定する場合は、事前に農業委員会へ農地法第5条の届出が必要です。また、一時的に資材置場や駐車場などに利用するときも、届出が必要です。これら報告第2号及び第3号の届出については、基本的には市街化区域の農地であるため、農業委員会総会の議決を経ること無く、農業委員会に届け出のみで転用が可能となるものです。

次に、議案書16頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条（通知）でございます。これは、農地法第3条による賃貸借、利用権、及び中間管理に基づく農地の貸借契約期間中に、何らかの理由で農地の貸し手と借り手が合意解約をした場合、その貸し手と借り手は、農業委員会に対し農地法第18条第6項の規定により、解約の旨を通知をする必要があります。

以上のものは、事務局長の専決事項として届出を受け付け、処理ののち、直近に開催の農業委員会総会で報告することとなっております。

最後に、議案書19頁をご覧ください。報告第5号、違反転用事案報告でございます。これは、農地法の許可を得ずに農地を農地以外の目的で利用をしている土地について、埼玉県に報告をしている案件を掲載しております。新規に違反転用が確認され、県あて報告した案件や、あるいは違反が改善がなされた案件がありましたら、その都度、事務局より報告をさせていただきます。皆様におかれましても目を通していただき、特に皆様それぞれの担当地区にある案件につきましては農地パトロールなどの際に注視していただくようお願いいたします。

これら報告事項につきましては、今後もこのような形でご報告させていただきます。

議長 　ただ今、報告事項については、事務局より説明のありましたとおりですが、質問等、発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長 　無いようですので、以上で議案は終了しました。

議長 　次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 　次に、その他でございますが、何かありますか。

（事務局から次回事前審査及び総会の日時、場所について連絡あり）

議長 　次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務局から説明があり

議長 議長	ましたとおり、事務連絡にてお示しのとおりです。 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、2024年第1回総会を閉会いたします。 閉会（午前10時47分）
--------------	---

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 7 番 _____

農業委員 8 番 _____

農業委員 9 番 _____